

2008年8月21日

エコマーク商品類型 No.142 「インクカートリッジ Version 1.0」

認定基準の軽微な改定について

財団法人日本環境協会

エコマーク事務局

1. 改定の経緯と趣旨

本体機器メーカー以外の事業者がインクカートリッジを製造する場合に、本体機器メーカーの製品(いわゆる純正品)と印刷可能枚数を比較する際の試験方法として、現行基準(Version 1.0)では ISO/IEC24711 および 24712 を用いているが、同試験方法は A4 サイズを普通紙で行うこととしており、同試験方法だけでは、L判のみを印刷する写真専用プリンタに対応するインクカートリッジの試験の実施ができない。このことから、写真専用プリンタに対応する製品については、JBMS-77 および JBMS-78 「カラーインクジェットプリンタ及びその複合機器のフォト画像用インクカートリッジ寿命測定方法」を用いるよう、試験方法の追加を行う。

2. 軽微な改定部分

(下線部が追記部分)

4-2. 品質に関する認定基準と証明方法

- (19) 本体機器メーカーまたはその委託製造者以外によって製造されたものである場合、インクカートリッジの印刷処理能力は、同型の本体機器メーカーによって製造または委託製造された新品のモデルの 90%以上であること。

【証明方法】

ISO/IEC24711 (測定方法) および ISO/IEC24712 (測定画像) を元に、寿命枚数(yield 値)を測定し、印刷処理能力比を付属証明書に記載すること。ただし、対応する本体機器が写真専用プリンタ (L判) の場合は、JBMS-77 (測定方法) および JBMS-78 (測定画像) を元にすることとし、試験に使用した写真用紙の種類を付属証明書に明記すること。また、品質証明書「記入表 142A-6」を提出すること。なお、試験は同機種プリンタで行うこと。

次ページに記入表 142A-6 サンプル

記入表 142A-6

(財) 日本環境協会 エコマーク事務局 御中

日付：

企業名：

担当者名：

印

品質証明書

新品インクカートリッジの印刷処理能力は、同型の本体機器メーカーによって製造された新品のモデルの 90%以上であることを証明します。

● 試験に使用したプリンタ機種名：_____

● 試験方法(下記いずれかより選択)

ISO/IEC 24711(測定方法)および ISO/IEC 24712(測定画像)を元に測定

JBMS-77(測定方法)および JBMS-78(測定画像)を元に測定

○ 写真用紙の名称：_____

(プリンタの印刷ドライバで選択した「紙種／写真用紙の銘柄」)

型番(品番)・ 色	A		B		印刷処理能力比
	サンプル個数	平均枚数(a)	サンプル個数	平均枚数(b)	(a) / (b) × 100
	個	枚	個	枚	%
	個	枚	個	枚	%
	個	枚	個	枚	%
	個	枚	個	枚	%
	個	枚	個	枚	%

以上